

ごてんば社協だより

ひだまり

祝 開所



若林御殿場市長(左)と三井社協会長(右)によりセンター表示掲出

なんでもお気軽に御相談ください



司法書士による無料相談

センター業務の一環として、成年後見制度(法定後見制度や任意後見制度)についての御相談を無料でお受けします。
現在、後見人等を受任されている方でも、書類の作成等の困りごとがありましたら、お気軽に御相談ください。

令和3年4月に社会福祉協議会内に開所した御殿場市成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する広報や相談、利用促進、後見人支援などを実施します。
自分自身や家族、周りの人の「財産管理の不安」や「福祉サービス利用契約などの不安」など、なんでもお気軽に御相談ください。

日時 偶数月の第3木曜日
午後1時から4時まで ※事前予約制

料金 無料

問合せ 御殿場市社会福祉協議会

☎0550-70-6801

ひだまり No.300 もくじ

- 成年後見支援センター特集……1~3
- 令和2年度事業報告……4~5
- 令和2年度決算の概要
普通会員加入のお願い……6
- 栢ノ木区ひだまりの会
玉穂婦人会による御寄附
セブン・イレブン・ジャパン様贈呈式…7
- 菜の花さわやか女性塾
朗読ボランティア養成講習会
ミニ手話体験教室……8

成年後見制度 とは何ですか？

私たちは、「食料品や日用品を買う」「預貯金の入金や出金をする」などの日常的な行為のほか、賃貸借の契約、福祉サービスの利用の手続き、預貯金や不動産の管理など、日々の生活の中で様々な判断や決定をしています。

しかし、善し悪しを判断する能力が十分ではない場合は、自分に不利な契約であってもよく分からないまま契約をしてしまい、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない方々が、その人らしく安心して生活できるように、権利や財産を保護し、支援する制度です。

Q1

成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A1

まず。

また、法定後見制度は「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれています。

成年後見制度には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります。

成年後見制度

任意後見制度

「判断能力が低下する前」に「本人」がサポートしてくれる人を選びます。

法定後見制度 (補助・保佐・後見)

「判断能力が低下した後」に「家庭裁判所」がサポートしてくれる人を選びます。

Q2

法定後見制度とは何ですか？

A2

本人の判断能力が低下し生活に支障が出たときに、本人や家族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所がサポートしてくれる人を選ぶ制度で、判断能力の度合いに応じて、「補助」「保佐」「後見」という3種類のサポート制度に分けられています。



補助
サポートを受けられれば
契約などの際に安心

保佐
サポートを受ければ
契約などができる

後見
サポートを受けても
契約などができない

※「契約など」とは、不動産や自動車の売買、金銭の貸し借りなど契約書を取り交わすことが一般的となっている行為の意味や内容を理解し、判断することをいいます。

成年後見人等が行うことの一例



役割ではありません。

食事の世話や実際の介護、入院時の身元引受けなどは、成年後見人等の

A3

成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）は、本人の意思を尊重し、福祉サービスの利用など、本人がその人らしく暮らすために必要な契約、公共料金などの支払、預貯金や不動産の管理などを、家庭裁判所の監督を受けながら行います。

Q3

成年後見人等の役割は何ですか？

A4

成年後見人等は、本人に必要な支援の内容に応じて、家庭裁判所が最も適任だと判断した人を選任します。

本人の親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家や社会福祉協議会などのほか、新たな担い手として市民後見人が選ばれることもあります。

※市民後見人とは

社会貢献への意欲が高く、市町が実施する養成講座の受講により成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民の方の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人を「市民後見人」といいます。

Q4

成年後見人等には、どのような人が選ばれるのですか？

A5

法定後見制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所（本人が御殿場市に住民している場合は静岡家庭裁判所沼津支部）に申立てを行います。

この申立てができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族などですが、身寄りがいない場合は、市長が申立てをすることができます。



Q5

法定後見制度を利用するための手続きは？

令和2年度 事業報告

地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現のため様々な活動をしました。



01 組織の強化と財政基盤の確立

市内全戸を会員とし、地域団体や福祉団体等の代表者と行政機関からの選出者によって役員会を組織し、その運営を行いました。普通会員世帯数は、22590世帯でした。

02 第4次地域福祉活動計画推進

「第4次地域福祉活動計画」に規定する83項目173事業の年次評価を行った結果、コロナ禍の影響は深刻で、平均得点は3・35点、前年度より0・25ポイント低下しました。

03 調査研究活動

元国税庁監察官を講師に招き、職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、服務規律の徹底に努めることを目的として職員研修を実施しました。

04 啓発活動の推進

ごてんば社協だより「ひだまり」を年間7回発行し、高齢者生活支援体制整備事業、成年後見制度、子ども食堂について特集し、親しみやすい紙面づくりに努めました。

第37回御殿場市ふれあい広場は、新

型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加団体を含む市民の安心、安全を最優先とし開催を中止としました。

第32回御殿場市社会福祉大会は、参加人数を120人に制限して縮小開催しました。



05 低所得者世帯への福祉活動

コロナ禍の影響を踏まえ、貸付けの対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための費用を貸し付けるための生活福祉資金貸付事務を行いました。

「総合支援資金」の貸付けは116件、決定額5907万円余、「福祉資金」の貸付けは472件、決定額7750万円に達しました。

06 生活困窮者自立相談支援事業

相談受付件数はコロナ禍の下、前年比約8倍の1037件、一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金」は決定件数が125件に上りました。

また、「特定非営利活動法人フードバンクふじのくに」と連携してコロナ禍で収入が減少し生活が困窮した262世帯に対して食糧支援を行いました。

更に御殿場小山フードバンク協議会、老人クラブ連合会、企業等とも連携を図り、年末及び3月の進級、進学時期には、コロナ禍で困窮する子育て中の世帯に食糧支援を行いました。

07 高齢者生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター6人を推進役として配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、地域資源の開発やそのネットワーク化などに努めました。

高齢者を中心とした日常生活のちよつとした困りごと、(ゴミ出し、部屋の片付け、庭の草取りなど)を住民相互の助け合いにより行う、会員制の住民参加型有償在宅福祉サービスは、年

間88件利用がありました。

また、高齢者の日常生活の利便性を向上させるため、社会福祉法人やボランティアとの連携による「移動支援サービス創出」に取り組み、「中畑北区」及び「北久原区」では活動の定着が図られました。

08 高齢者福祉活動

一人暮らし高齢者ふれあい会食会を集合型及び配食型で実施し、配布、訪問を通して、健康状態の確認、困りごとに対する相談支援を行い、独居高齢者の孤立防止に努めました。

更にこの活動に賛同する市内の社会福祉法人等と連携、協働を図り、福祉専門職等の参画を得て事業の充実を図りました。

09 児童福祉活動

各区広場等に設置される児童遊具の新設及び修理費の一部として、4区へ総額77万円余を助成しました。また、民生委員児童委員の協力を得て準要保護家庭新入学児童85人に祝金支給、子ども食堂4か所への職員派遣等運営支援を行いました。

10 福祉車両及び福祉機器等貸出事業

福祉車両運転ボランティアの会「たんぼ」の運行への協力を得て、歩行困難な方に福祉車両3台を707回貸し出しました。

11 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が低下している方21人に対して、できるだけ自立して地域生活が送れるよう、日常的な金銭管理や福祉関連サービスの利用契約支援、権利侵害からの見守りなどを行いました。

12 成年後見事業

法人後見を12件受任し、内訳は後見9件、保佐3件、補助1件でした。小山町と共同で「市民後見人養成講座」を開講し、御殿場市民18人が受講しました。また、令和元年度修了生6人に対して法人後見等支援員業務の機会を提供しました。

13 地域福祉活動

各地域福祉推進委員会及び支部活動の充実のため、職員6人を配置し、事業の立案、開催支援、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行いました。コロナ禍の下、高齢者の見守り、安否確認活動を重点的に推進しました。

14 ボランティア活動

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、その活動を助成し、組織化と地域福祉の推進を図りました。



15 災害時の支援活動

コロナ禍での被災を想定して災害ボランティア本部立ち上げ訓練を実施しました。



16 福祉団体との連携

市内15社会福祉法人等の参画を得て、ごんば福祉施設協働事業として、「社会資源ガイドブックの作成」、「職員スキルアップのための合同研修会の開催」を行いました。

17 福祉教育の推進

市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、全20校の児童生徒を対象として、福祉教育実践校事業を展開しました。

18 ふれあい福祉相談

結婚相談事業の強化に努め、地域住民が抱える課題や問題の早期発見と、課題解決に向けた相談体制を整備しました。相談センターの対応件数は782件でした。

19 市民交流センター指定管理事業

御殿場総合サービス株式会社と公益社団法人御殿場市シルバー人材センターを構成団体とする御殿場市社会福祉協議会グループにより、「市民の総合交流、市民活動の推進及び児童福祉、高齢者福祉と総合的福祉機能を持った施設機能をいかして市民サービスの向上」に努めました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、適宜感染予防対策を講じました。

20 地域包括支援センター菜の花

玉穂地区及び高根地区地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、24時間体制で年間7168件の相談対応を行いました。また、地域ケア会議の開催、健康増進のための一般介護予防事業の取組、更に要支援1・2及び事業対象者に対して自立支援のためのケアマネジメントを行い、1197人の介護予防プラン作成を行いました。

出張相談の実施や、玉穂・高根地域高齢者支援ネットワークの構築、「介護の日」介護フェア2020の開催にも取り組みました。

21 介護保険事業

ケアプラン作成の居宅介護支援事業所で延べ3218人の支援計画を作成、訪問介護事業では、延べ3903回のサービス提供をしました。

通所介護事業では、延べ10354人の利用がありました。

22 生活介護事業所「あけぼの」

利用者延べ2891人に、日中入浴、排泄、食事などの必要な生活支援を行いました。

また、日中一時支援事業は、延べ603人に活動の場を提供しました。

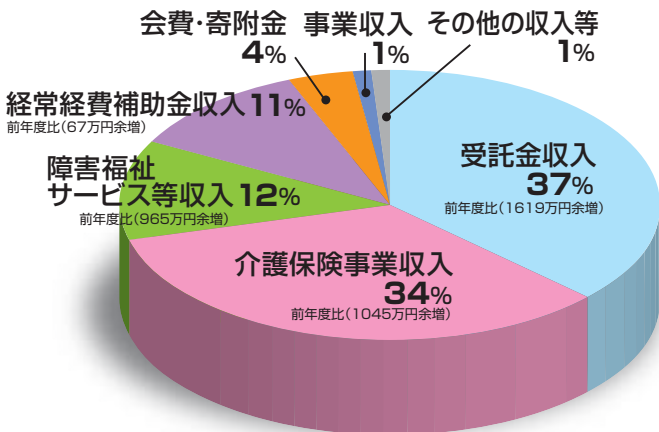
令和2年度決算の概要

社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会

法人全体				(単位:円)
	最終予算額(A)	決算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動収入	456,110,000	470,838,951	△14,728,951	受託金収入 174,080,371 介護保険事業収入 159,190,976 障害福祉サービス等収入 56,994,403 経常経費補助金収入 52,498,925 会費・寄附金 16,700,549 事業収入 6,822,006 その他の収入等 4,551,721
施設整備等収入	4,333,000	4,333,300	△300	静岡県共募車両一部助成・玉穂報徳会車両購入寄附
その他活動収入	0	0	0	
前期末支払資金残高	55,002,000	55,011,306	△9,306	前年度繰越金
収入合計	515,445,000	530,183,557	△14,738,557	
事業活動支出	460,882,000	440,173,208	20,708,792	人件費 276,595,968 事務費 104,517,055 事業費 39,597,508 共同募金配分金事業費 11,348,677 助成金 7,884,000 貸付事業支出 230,000
施設整備等支出	6,292,000	6,288,773	3,227	助成・寄附による公用車2台更新 パソコン1台更新等
その他活動支出	3,954,000	3,954,000	0	職員退職手当積立
支出合計	471,128,000	450,415,981	20,712,019	
当期末支払資金残高	前年度決算額	当年度決算額	増減	
	55,011,306	79,767,576	24,756,270	前年度決算額より24,756,270円の増

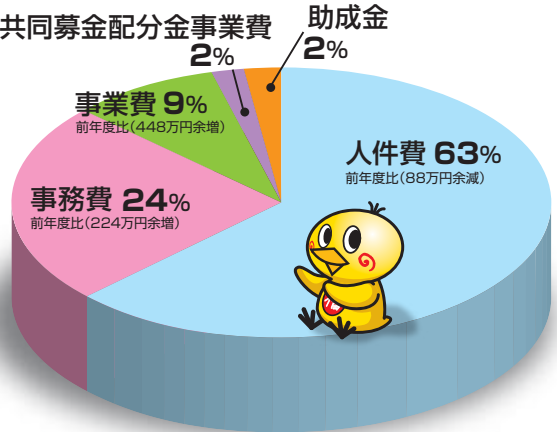
【事業活動収入内訳】

事業活動収入合計 4億7083万8951円



【事業活動支出内訳】

事業活動支出合計 4億4017万3208円

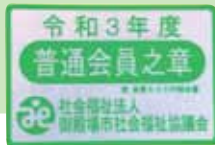


普通会費

500円 (1世帯当たり)
年額

普通会費の使われ方

皆様から頂きました普通会費は、各地域のサロンを運営している地域福祉推進委員会の活動費を始めとして、小・中・高・特別支援学校で行われている福祉教育、住民の皆様によるボランティア活動や各種相談事業などに使われています。



市民の皆様には、趣旨を理解いただき、会員としての加入と各事業への御協力をよろしくお願い申し上げます。

市民の皆様には、趣旨を理解いただき、会員としての加入と各事業への御協力をよろしくお願い申し上げます。

社会福祉協議会の会費は、住民組織としての性格を表す最も重要な財源となっており、毎年全世帯に普通会員への加入をお願いしています。

加入のお願い

普通会員

御殿場市社会福祉協議会

このたよりは、赤い羽根共同募金の配分金により発行しています。

栢ノ木区ひだまりの会

見守り・安否確認から再スタート！

「集合型の高齢者サロン再開までに、自分たち(福祉委員)には何が出来るか?そんな話合いから、今回の見守り・安否確認活動が実現しました。」と米満代表。

6月3日(木)、福祉委員6人が対象者13人(高齢者サロン参加者)の自宅を訪問しました。

グロキシニアの鉢植えとお菓子は皆で集まる日が来るまで、もう少し我慢してねーという激励の気持ちを込めて用意したものを、「訪問して皆さんの元気な顔が見られれば良いです。」と福祉委員は声をそろえます。

栢ノ木区の絆は「元気で!無理しないでね!」でつながる!

当日同行すると、対象者は満面の笑みで福祉委員を出迎えました。

福祉委員は健康状態や日常生活の困りごとについて声掛けを行います。

話の最後には「元気で!無理しないでね!」という言葉で締めくくり、栢ノ木区の絆は、この一言でつながっている、そう実感する活動でした。



笑顔でお宅訪問



にっこり笑って声掛け

対象者の感想

福祉委員さんが来るのを指折り楽しみにしています。お花を大切に育てています!

玉穂婦人会様による御寄附

食料品220点

5月24日(月)、玉穂婦人会様からお米や缶詰などの食料品220点の御寄附を頂きました。

御寄附いただいた食料品は、認定NPO法人「フードバンクふじのくに」を通じて、新型コロナウイルスの影響により、休業、失業等を余儀なくされた生活困窮世帯への支援のために活用させていただきます。



社協 三井米木会長と玉穂婦人会の皆様

セブン-イレブン・ジャパン様贈呈式

株式会社セブン-イレブン・ジャパン様は、店舗の改装閉店時に、売れ残って、廃棄される商品を「社会貢献に役立てたい!」という思いから、各地の社会福祉協議会への寄贈を始めたそうです。

現在、株式会社セブン-イレブン・ジャパン様は35の自治体(21年4月時点)で商品寄贈に関する協定を締結し、寄贈を行っています。静岡県社会福祉協議会及び静岡県とも2019年12月に三者協定を締結しました。

今回、御殿場市社会福祉協議会への寄贈は初で、食品8箱、雑貨11箱、計19箱をお寄せいただきました。

御寄贈いただいた品物は市内の子ども食堂や生活困窮世帯へお届けいたします。



御寄贈いただいた品物



株式会社セブン-イレブン・ジャパン様と社協榎守男事務局長



得する面白い役に立つ福祉情報玉手箱



女性のための尿失禁予防教室 菜の花さわやか女性塾

「トイレが近くて出かけるのが心配」「咳やくしゃみで尿がもれる」50才以降になると、3人に2人はこうした困りごとの経験があるそうです。

さわやか女性塾では勉強会と体操教室を通じ、不快な症状の軽減、予防を図ります。

皮膚排せつケア認定看護師を招き、排せつのしくみ、排せつに関する困りごとを軽減する方法などを学びます。

勉強会

日時 令和3年7月1日(木)
午後1時30分から午後3時30分まで

会場 市民交流センター「ふじざくら」2階 大広間

内容 尿失禁予防に効果があるといわれる骨盤底筋体操を中心に下肢筋力を鍛える体操を行います。

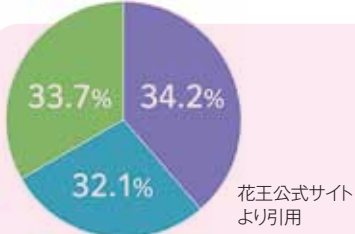
日時 7月から2月までの原則第4木曜日
午後1時30分から午後3時まで

会場 市民交流センター「ふじざくら」2階 大広間

対象者 市内在住のおおむね65歳以上の女性
30名程度

参加費 勉強会は無料

体操教室は保険代として全8回で5000円



花王公式サイトより引用

- 最近1ヶ月間に「尿モレ」の経験がある
 - 最近1ヶ月間はないが、過去に「尿モレ」の経験がある
 - 今までに「尿モレ」の経験はない
- 2019年 花王調べ 50～79歳女性



申込み問合せ
地域包括支援センター菜の花
電話 05500706804

朗読ボランティア養成講習会 (初級編)受講者募集!!

NHK日本語センター講師による朗読講習を受講しませんか?

日時 令和3年8月25日(水)、
9月1日(水)、8日(水)

午前10時から午後3時まで

会場 市民交流センター「ふじざくら」
2階 第3・4会議室

対象者 70歳以下で朗読ボランティアに興味のある市内在住・在勤の方

内容 講師による実技指導、朗読ボランティア「くろつぐみの会」の録音体験

受講料 無料

定員 20名(先着順)

申込み 7月1日(木)から7月30日(金)
までに御連絡ください。



申込み・問合せ
御殿場市社会福祉協議会
電話 (05500706801)
FAX (05500895501)

ミニ手話体験教室 参加者募集!!

「コミュニケーションの方法や手話の基礎、あいさつの表現などを学びます。」

日時 令和3年9月29日、10月6日、13日、
20日、27日(毎週水曜日全5回)

午後7時から午後8時30分まで

会場 市民交流センター「ふじざくら」
1階 第1・2会議室

対象者 高校生以上の市内在住・在勤通学者で初心者の方

内容 コミュニケーションの方法、指文字、挨拶の手話、数の手話、手話での自己紹介ほか

参加費 無料

定員 20名(先着順)

申込み 8月4日(水)から9月8日(水)
までに御連絡ください。



申込み・問合せ
御殿場市社会福祉協議会
電話 (05500706801)
FAX (05500895501)